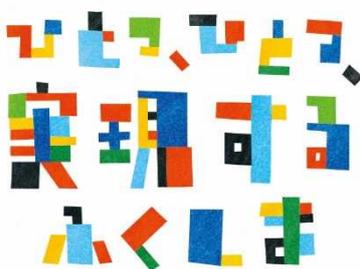


<PV パネルリユース・リサイクル推進モデル事業>

福島県太陽光パネルリサイクル推進のための 産業廃棄物中間処理業者認定制度 募 集 要 領

【募集期間 令和6年7月2日(火) ~ 7月19日(金)】

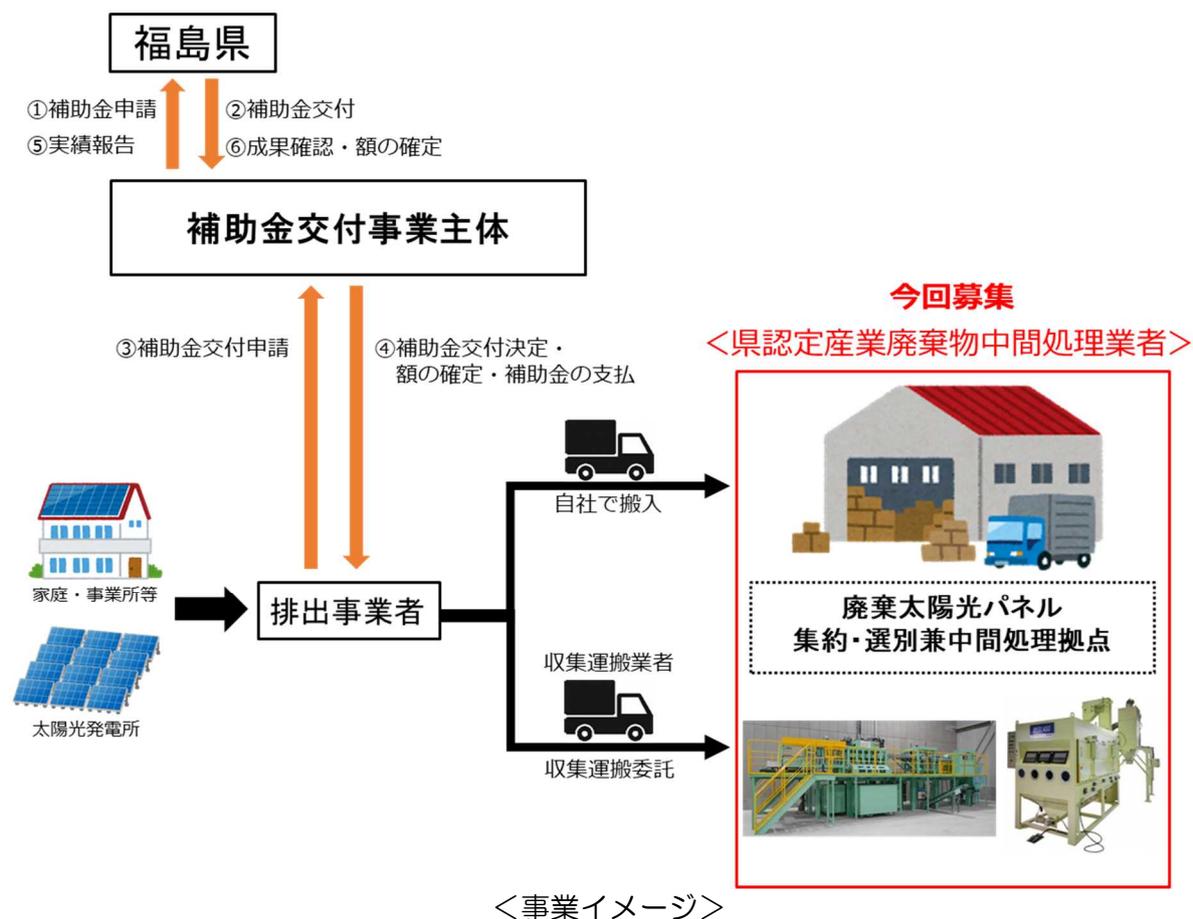


令和6年度

福島県商工労働部次世代産業課

1. 認定制度の目的

福島県では、県内に導入された太陽光パネルの適切なリサイクルを推進するため、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業を別途制定・運用することとし、同事業の執行にあたって、太陽光パネルの適切なリサイクル処理が可能な産業廃棄物中間処理業者に処理委託を行う際の費用を補助することから、本制度により、適切な産業廃棄物中間処理業者を認定し、もって本県における効率的・効果的な太陽光パネルのリサイクルルートの構築及び仕組み・体制づくりに資することを目的とします。



2. 認定による効果

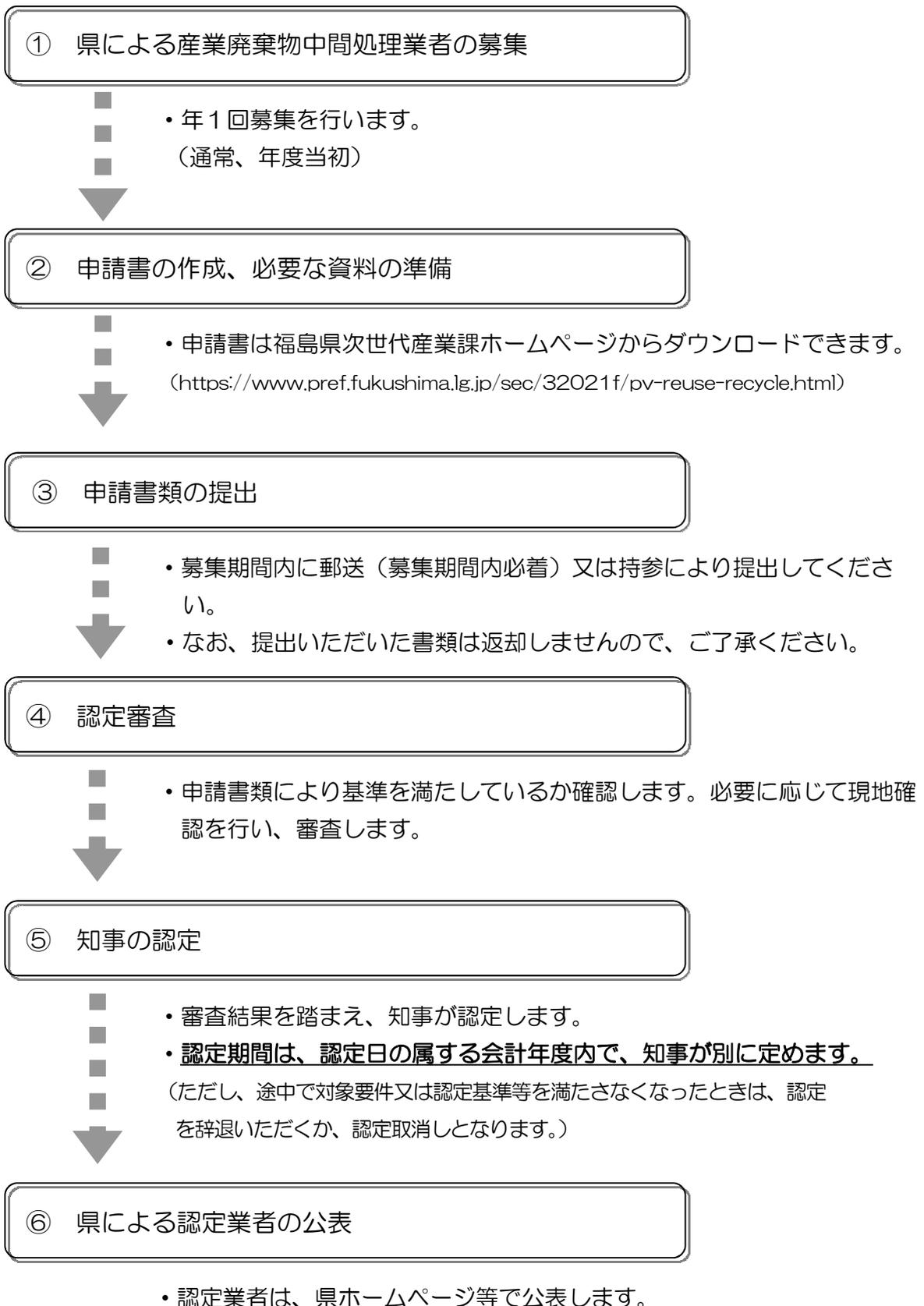
- (1) 福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業では、本制度により認定された業者に処理委託を行った際に、その費用を補助することから、本制度で認定業者となることで、処理量の増加（稼働率の向上）が見込まれます。
- (2) 福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業の周知と合わせ、認定業者も県ホームページ等の各種広報媒体で周知を図るため、PR効果が期待できます。

3. 認定業者の役割

本制度により認定を受けた業者は、次の役割を担っていただく必要があります。

- (1) 廃棄太陽光パネルの適切なリサイクル処理の実施
- (2) 廃棄太陽光パネルの集約
- (3) 廃棄太陽光パネルのリユース可否の選別
※選別に係る方法、確認・判断作業の基準は別途定めます。
- (4) その他、県が必要と認める事項

4. 認定手続きの流れ



5. 対象要件及び認定基準について

認定を受けるためには、認定の対象要件に合致する者であり、認定基準を全て満たすことが必要になります。対象要件及び認定基準は下記及び実施要綱をご覧ください。

(1) 対象要件

- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者^{*1}で、県内に主たる事業所^{*2}を有する者。
- 県税の未納がない者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者。
- 次の関連法を遵守できる者。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）
 - イ 資源の有効な利用の促進に関する法律
 - ウ 労働安全衛生法
 - エ その他の関連法、ガイドライン、自治体の定める条例（福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例等）
- 有害物質を含む部材の分離などを優先し、可能な限り、有害物質による人体への暴露や有害物質が他の資源物と混合することなく、資源の循環を促進し、結果的に最終処分量の最小化を目指すことの方針に同意する者。
- 将来的な廃棄太陽光パネルのリユースに向けた検査・選別に協力できる者。
- 県が行う廃棄太陽光パネルのリユース・リサイクルに向けた各種事業に協力するとともに、県の求めに応じて必要な情報の集約・提供等に協力できる者。

※1 中小企業者の定義（中小企業基本法）は以下のとおりとし、いわゆる「みなし大企業」は中小企業者に含むものとします。

業種分類	中小企業基本法の定義（従業員規模・資本金規模）
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※2 主たる事業所とは、本店・本社を指します。

(2) 認定基準

- 廃棄物処理法上の保管基準を満たし、廃棄太陽光パネルの保管を行えること。なお、ここで言う保管基準は、産業廃棄物中間処理業者が中間処理前の廃棄物を保管する場合を指す。

- 一般的な廃棄物の注意事項である飛散・漏洩・盗難防止等に対応し、倒壊しないような保管を行うことができること。なお、ここで言う保管は、産業廃棄物中間処理業者が中間処理前の廃棄物を保管する場合を指す。
- 廃棄太陽光パネルを扱う上で、廃棄太陽光パネル特有の注意事項への配慮(感電対策としての遮光・コネクタへの配慮、けが防止対策としての破損ガラスへの配慮など)を実施できること。
- 認定業者の役割であるリユース可否選別により、リユース可能性のある廃棄太陽光パネルと中間処理する廃棄太陽光パネルを分けて保管できること。なお、保管については、廃棄物処理法上の保管基準を満たし、かつ、一般的な廃棄物の注意事項である飛散・漏洩・盗難防止等に対応し、倒壊しないような保管を行うことができること。
- 産業廃棄物処分業許可証に「太陽光パネル」の記載がある、又は太陽光パネルの中間処理に必要な次の品目の許可を得ていること。

ア 廃プラスチック類

イ 金属くず

ウ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

- 最小単位 10kg 以下の県の検定を受けた計量器を有しており、かつ適切に管理された最小単位 1 kg 以下の計量器を有していること。なお、廃棄太陽光パネルの重量に含む構成部材は、アルミフレーム、ガラス、セル/EVA シート、ケーブルを含む J-BOX までとし、架台やパワーコンディショナ、蓄電池等の付帯設備は含まない。
- 太陽光パネルリサイクル処理専用設備^{※1}を保有し、1年以上の稼働実績^{※2}を有すること。なお、太陽光パネルに含まれる環境負荷物質がその他の廃棄物ないし資源物に混入することを防ぐため、当該設備において、廃棄太陽光パネル以外の廃棄物の処理は行わないこと。
- 廃棄太陽光パネルは、構成部材(アルミフレーム、ガラス、セル/EVA シート、ケーブル含む J-BOX)ごとに分離できること。なお、化合物系の廃棄太陽光パネルは当該基準の対象外とするが、自社の判断で取り扱う場合には、メーカーの指示に従った方法等により適切に対応がとれること。
- 廃棄太陽光パネルの中間処理プロセス及び処理後の構成部材の再生利用(資源化先)について明らかにできること。

※1 県又は福島市、郡山市又はいわき市の許可を受けた産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物指定処理施設

※2 稼働実績は、廃棄物処理業許可の種別を問いません。

(3) 審査方法

審査にあたっては、期限までに提出された認定申請書による書面確認のほか、必要に応じて現地確認による審査を行い、認定の可否を判断します。

6. 応募方法等

(1) 募集期間

令和6年7月2日(火) ～ 7月19日(金) 必着

※「(2) 申請書類」を確認のうえ、提出漏れのないよう注意してください。

(2) 申請書類 (各1部)

認定申請書 (第1号様式)

【添付書類】

1 申請者の概要

1-1 履歴事項全部証明書 (申請日から3ヵ月以内のもの。写し可。)

1-2 県税に未納がないことの証明書 (申請日から3ヵ月以内のもの。写し可。)

※県地方振興局で発行したもの

1-3 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

1-4 誓約書

2 認定基準を満たすことの証明書類

(3) 申請方法

下記申請先まで郵送 (簡易書留等、書類の送付記録が残る方法で提出) 又は持参により提出してください。

(4) 申請先及び問い合わせ先

福島県商工労働部 次世代産業課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16 (西庁舎 12 階)

電話 : 024-521-8286

電子メール : kankyo-recycle@pref.fukushima.lg.jp

(5) 結果の通知

審査の結果については、書面にて通知いたします。

(6) スケジュール

7月 2日(火)～7月19日(金)	申請書の受付
7月19日(金)～7月31日(水) (予定)	認定審査
8月 1日(木) (予定)	審査結果通知
8月 1日(木) (予定)	県ホームページ等による公表

7. その他

- (1) 廃棄太陽光パネルのリユース可否の選別後、作動性を改めて検査した結果、リユース可能な廃棄太陽光パネルであっても、リユース先が無い場合は、不用意に長期保管せずに、中間処理を行うことを原則としますが、実証等の実施のため、必要に応じて、県が用途等を指示する場合があります。
- (2) 認定業者は、役割の履行のための作業に当たって、責任者を配置し、作業員を管理・監督していただく必要があります。万が一、作業中に事故が起きた場合の責任は、認定業者が負うこととし、県は責任を負いません。
- (3) 認定業者は、県が本制度の効果検証等のために実施する現地確認、ヒアリング、アンケート等の調査に協力いただく必要があります。
- (4) 本制度は、福島県が行う「PV パネルリユース・リサイクル推進モデル事業」の一環として制定・運用しています。